

県南広域振興局長告示第103号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年7月5日

県南広域振興局長 田村均次

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0330600032	相談支援事業所萩の江	北上市和賀町藤根14地割 144番地15	北上市新穀町一丁目7番 32号	平成23年6月1日